

行政院及所屬各機關出國報告
(出國類別：考察)

行政院法規委員會九十年度考察日本公益法人、特殊
法人及獨立行政法人制度報告書

出國人及服務機關：行政院法規委員會
及訴願審議委員會

職稱姓名：專門委員 林友琴
專員 陳明仁
專員 林志憲

出國地區：日本

出國期間：九十年八月三十日至九月五日

報告日期：九十年十一月二十一日

A4/
609007318

摘要

日本為精簡政府組織，並使政府政務運作效率化、透明化，除於「中央省廳改革基本法」將原一府二十二省廳改革合併為一府十二省廳外，並將「公益法人」、「特殊法人」之檢討，及「獨立行政法人」之發展，列為現階段行政改革重點。

一、日本民法第三十三條規定，法人非依該法或其他法律規定不得成立，而有關「公益法人」部分，第三十四條更規定，與祭祀、宗教、慈善、學術、技藝及其他公益有關，非以營利為目的，而以積極實現不特定多數人之利益為設置目的，經主管省廳許可後設立之社團及財團。目前日本全國公益法人數約有二萬六千個，部分公益法人並受主管大臣或都府縣知事指定從事一定事務，稱之為「指定法人」。

近年來日本公益法人有以設立子公司方式實際從事營利事業，盈餘當資產為內部保留，非作為公益使用等弊病而遭受國會及輿論之指責，故公益法人之改革為日本施政重點之一。

二、日本「特殊法人」之用語，其涵義並不一致，一般係

以總務廳依該廳設置法第四條（現已改為總務省設置法第四條第一項第十五款）「依法律直接設立之法人，或依特別之法律應特別設立行為之法人，其法人之新設、目的、變更及其他各該法律所定之制度修改、廢止有關審查。」規定審查之法人，稱之為「特殊法人」。日本戰後，一方面因國家機能擴大，另一方面因行政業務彈性運用之必要，設立許多特殊法人，而其設立目的係為公共投資、金融政策及中小企業政策之實施，常用名稱為公社、公團、公庫、事業團等，例如：日本道路公團、住宅金融公庫、勞動福祉事業團等，截至平成十三年（西元二〇〇一年）四月一日，特殊法人數為七十七個。

嗣因特殊法人之新設受到抑制，乃創設出「認可法人」制度，即由民間等之利害關係人作為發起人，自主設立之法人，惟因事務內容具有公共性，依據個別法律之規定，經主管大臣認可後設立，例如：日本公認會計士協會、日本下水道事業團、日本公務員共濟組合連合會。截至平成十三年（西元二〇〇一年）六月止，認可法人數為八十六個。

由於「特殊法人」及「認可法人」之業務擴張之必要性及其存續性日益降低、經營內容不透明、責任體制不明確及事業欠缺效率，故自平成七年（西元一九九五年）以來，日本內閣會議即決定應將「特殊法人」及「認可法人」予以整理及合理化，而在平成十二年（西元二〇〇〇年）十二月一日內閣會議決定之「行政改革大綱」中，更要求將平成七年以來有關「特殊法人」之檢討作業結果應予以公布。此外，中央省廳改革基本法第四十二條並明定「特殊法人」應依中央省廳改革之趣旨予以整理及合理化。

三、依中央省廳改革基本法第三十六條之規定，「獨立行政法人」係以國民生活及社會經濟之安定等公共目的之確實實施所必要之事務及事業，其無由國家自行實施必要者，如由民間主體辦理可能有不被實施之虞，或有由單一主體獨占為之之必要時，政府得創設能有效率及效果地實行之合適的自律性、自發性及透明性而創設之法人，例如：國立博物館、產業技術總合研究所、國立醫學總合研究所。截至平成十三年（西元二〇〇一年）四月一日止，「獨立行政法人」數為五十七個。

為瞭解日本「公益法人」及「特殊法人」所面臨之問題及改革重點，與「獨立行政法人」之發展，以作為我國從事「行政委託」及「國家機關組織法人化」之參考，爰赴日本考察「公益法人」、「特殊法人」及「獨立行政法人」制度。

目次

壹、目的

貳、考察行程

參、心得

一、公益法人

(一) 公益法人之設立依據

(二) 公益法人之定義

(三) 公益法人之設立程序

(四) 公益法人之現況

(五) 指定法人

(六) 公益法人存在之問題

(七) 公益法人之改革

二、特殊法人

(一) 特殊法人之定義

(二) 特殊法人之分類

(三) 特殊法人之營運及管理

(四) 認可法人

(五) 特殊法人之檢討

(六) 特殊法人之改革過程

(七) 特殊法人之現況

三、獨立行政法人

(一) 獨立行政法人之設立依據

(二) 獨立行政法人之營運

(三) 獨立行政法人評價委員會之設立

(四) 獨立行政法人之監督管理

(五) 特定獨立行政法人與普通獨立行政法人

肆、建議

附錄

一、公益法人設立及指導監督基準運用方針

二、中央省廳改革基本法

三、獨立行政法人通則法

四、獨立行政法人之流程圖

壹、目的

為因應政務推動及照顧弱勢族群，行政院陸續設置任務性機關，導至今日行政機關組織日益龐大，又為提供公眾服務，政府以私法行為及私法組織型態設立眾多公營事業，例如臺灣鐵路管理局、臺灣中興紙業公司、臺灣自來水公司、中國石油公司、臺灣電力公司等事業。然而機關之增加，未能反映政府效率之提升，反而外界常對行政部門業務重疊及權責不明多所批評，至於公營事業，更因經營績效不彰，多數虧損連連，每年皆有賴政府編列龐大預算彌補而為人所詬病。是以機關組織再造及減少公務員員額，已為政府刻不容緩之改革重點。

如何落實機關組織再造及減少公務員員額，除檢討現行各機關業務職掌，以效率導向為機關之整併，並加速公營事業民營化外，政府仍應從擴大「行政委託」及「國家機關組織法人化」方面著手。

委託私人行使公權力在行政實務上早已存在，如¹證券交易所（社團法人）對證券自營商及證券經紀商（會員）有違反法令等情事者，應課以違約金，並得警告或停止或

¹ 證券交易法第一百十條。

限制其於有價證券集中交易集中市場為買賣或予以除名，而司法院大法官會議釋字第二六九號解釋「依法設立之團體，如經政府機關就特定事項依法授與公權力者，以行使該權力為行政處分之特定事項，有行政訴訟為被告當事人能力。」意旨，更建構出其理論體系。又九十年一月一日施行之行政程序法第十六條規定「行政機關得依法規將其權限之一部分，委託民間團體或個人辦理。」、「前項情形，應將委託事項及法規依據公告之，並刊登政府公報或新聞紙。」、「第一項委託所需費用，除另有約定外，由行政機關支付之。」使行政機關在為委託私人行使公權力時有法規可供依循。是以「行政委託」在我國實務及法制發展上尚稱成熟，然而如何擴大行政委託，及對受委託民間機構之管理，則為值得研究之課題。

至於「國家機關組織法人化」方面²，國內似乎僅知機關法人化應有助於國家資源之有效配置與行政效率之提升，但實際上究竟可在何種面向、程度及範圍內著力，以幫助行政效率之提升以及國家資源之更有效配置，即相當欠缺把握。行政院為提升我國商港經營管理及競爭力，並

² 參照行政院經濟建設委員會委託台大法學基金會研究「國家機關組織法人化—以港務局法人化為中心」

建構一個市（縣）共同參與決策、共同分享成果之現代化管理體制，於九十年三月二十日送請立法院審議之「港務局設置及監督條例」草案第二條，將國際港依該條例設置之港務局定位為具有獨立之自主特性，非公務或非公有營業、事業之「公法人」，係國家機關組織法人化之一大突破，往後發展引人注目。

日本「公益法人」及「特殊法人」，有為國家遂行一定公共任務之目的，然而發展至今日，卻出現不少弊病，現階段已為日本政府改革重點；至於「獨立行政法人」制度則為日本未來重要發展方向。有鑑於該國「公益法人」、「特殊法人」之檢討，及「獨立行政法人」之發展，得作為我國在從事「行政委託」及「機關法人化」之參考，爰擬具相關計畫，經簽奉核定，派本院訴願審議委員會林專門委員友琴、本院法規委員會林專員明仁及林專員志憲組團於九十年八月三十日至九月五日赴日本考察。

貳、考察過程

本次考察行程前經以院函請外交部轉請亞東關係協會駐日本代表處協助安排拜會行程，惠蒙亞東關係協會駐日本代表處徐副組長瑞湖、葉秘書武志、余課長震甫，日本交流協會總務部副長高山美果，鼎力相助，並全力襄助拜會活動，順利完成考察任務，特申謝忱。本次考察行程報告如次：

- 一、於日本交流協會就日本「公益法人」制度及實務現況，訪問總務省大臣官房管理室公益法人推進室主查越尾淳、參事官補調查擔當新田一郎。
- 二、於日本交流協會就日本「特殊法人」、「獨立行政法人」制度及實務現況，訪問總務省行政管理局副管理官阪本克彥，厚生勞動省大臣官房總務課課長輔佐赤澤公省、松尾保、龜谷康治。

參、心得

一、公益法人

(一) 公益法人之設立依據：

依日本民法（西元一八九六年制定）第三十四條規定，公益法人為與祭祀、宗教、慈善、學術、技藝及其他公益有關，非以營利為目的，而以積極實現不特定多數人之利益為其設置目的，經主管機關許可後設立並受其指導監督之社團及財團。可知日本民法有關法人制度設計，係以非營利為目的之社團及財團為公益法人。

另有依其他特別法律設立之公益法人，如學校法人（私立學校法）、社會福祉法人（社會福祉事業法）、宗教法人（宗教法人法）、醫療法人（醫療法），係以構成員之利益為其設置目的，利益最終分配給構成員。

(二) 公益法人之定義：

1、公益事業：公益法人必須以積極實現不特定多數人之利益為目的。有下列情形，則不適合成立公益法人：

(1) 以同學會、同好會等構成員之相互親睦、聯絡、意見交換為其主要目的者。

(2) 僅以特定團體之構成員或特定職域從業人員
為其對象之福利厚生、相互救濟等為其主要
目的者。

(3) 以後援會等特定個人之精神、經濟支援為其
目的者。³

2、非營利為目的：

(1) 公益法人之事業必須符合下列事項；又其事
業規模應儘可能占總支出額二分之一以上：

① 依該法人之設置目的，為適當內容之事業。

② 事業內容，須在章程或捐助行為中予以具
體化、明確化。

③ 不以具有營利事業性格、內容之事業為其
主要事業內容。

(2) 事業內容因社會、經濟變化，而與營利企業
之事業內容相競合，或處於競合狀態之下，
應朝向符合公益法人之事業內容加以改善，
而實施下述措施：

① 關於事業之營運，經由調降對價、以不特

³ 參照日本「公益法人之設立及指導監督基準」第一點規定。

定多數人為對象，以提高公益性。

②附加新興且公益性較高之事業。

(3) 於上述措施無法實施之情形下，將其轉換為營利法人等。

(4) 有關「轉換為營利法人」之必要制度整備後，主管機關執行上述(3)之監督措施後，三年內未為必要處置者，得為包括撤銷設立許可等之處理。

(5) 有關伴隨對價公益事業，經由調降對價、擴大對象方式謀求收支之均衡，故不得收取超過該法人健全營運必要數額以上之利益。

(6) 公益法人為收益事業（即附帶以收益為目的而實施之事業）者，其事業必須符合下列事項，且必須用於公益事業之推動：

①規模：收益事業之規模，因主要在於支付公益事業，故必須為必要限度且依該公益法人之實態觀之為適當者；又該項支出應儘可能限於總支出額二分之一以下。

②收益事業之事業總類：必須無害於公益法

人之社會信用。

- ③利益之使用：除去該法人健全營運所需之必要費用，作為該公益事業之使用額應占可能收益二分之一以上。⁴

3、公益法人之設立應經主務官廳之許可：

依日本民法第三十四條規定，公益法人之設立應經主管官廳之許可，而設立後之監督亦由該主管官廳負責。

公益法人之目的事業範圍如限於都道府縣，則主管官廳該項許可權限依「公益法人主管官廳權限委任政令」，委任予地方支分部局首長或都道府縣知事。

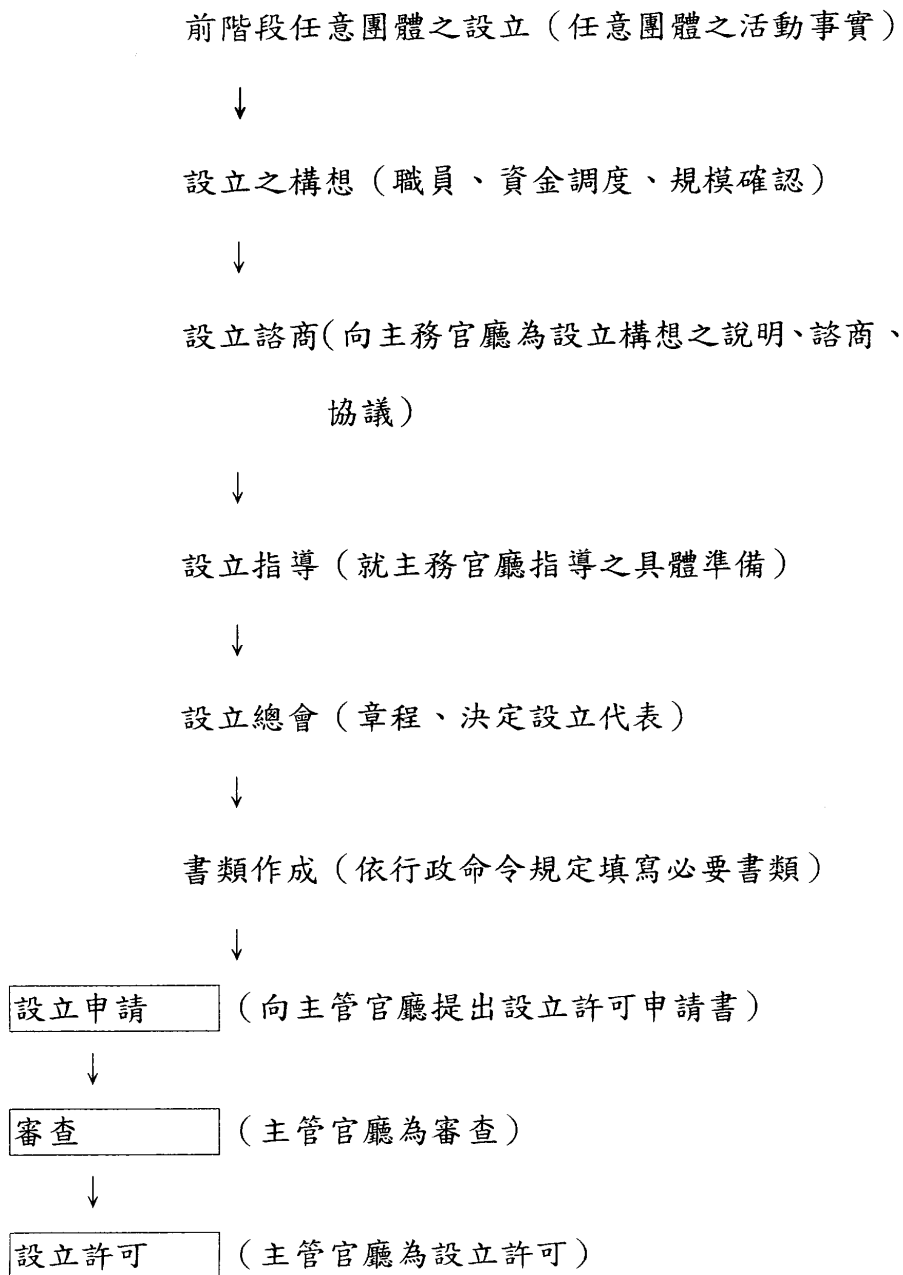
(三)、公益法人之設立程序：

公益法人係依民法、公益法人設立及指導監督基準及各主務官廳之監督規則為設立之基準，其需經申請、審查及許可之程序，而在申請前則有前階段之行為。

主管官廳對設立申請應依「公益法人設立及指導監督基準」之規定，就其目的、事業內容、機關及財務等為嚴

⁴ 參照日本「公益法人之設立及指導監督準則」第二點

格審查。公益法人設立程序如下：⁵



⁵ 參照雨宮孝子著「公益法人之設立、營運」，かんき出版社 1999 年 10 月 1 日發行第三十九頁

(四) 公益法人之現況：

經統計至平成十一年(西元一九九九年)十月一日止，日本全國公益法人數為 26、354 個，社團法人 12、872 個、財團法人 13、482 個，⁶其範圍涉及醫療福利之提升、環境之保護、教育學術之振興及國際協助之促進。

1、公益法人之管理機制

(1) 由於公益法人之設立監督係由各業務主管官廳負責，而非統由一政府機關為之，各主管官廳在監督時可能會有所不同，而有調整之必要。為此日本召開內閣會議，以謀統一推動公益法人行政事務。

(2) 內閣會議之下，各主務官廳之局長組成幹事會，課長組成連絡會議，建構出連絡調整機制，該等會議得訂定通過公益法人設立監督之統一基準。

(3) 總理府則負責公益法人行政事務調整，如上開內閣會議及連絡會議之召開。

(4) 內閣會議為謀求公益法人之統一推動及對於公益法人適當之指導監督，就公益法人之理事、理

⁶ 參照總理府平成十二年(西元二〇〇〇年)有關公益法人年度報告概要第三十七頁

事會、監事、事務局、財務、會計、情報公開基本方針訂定「公益法人之設立及指導監督基準」，各主管官廳及其委任各都道府縣辦理公益法人設立及監督皆依該基準規定辦理，除上開基準規定外，另訂有「公益法人會計基準」、「有關公益法人檢查等事項委託基準」。

2、公益法人之監督

(1) 主管官廳對公益法人監督，得要求公益法人提出各種報告，而為命令發布及事業財產之檢查。如有以下情形，得將其設立許可予以取消：

- ①違反主管官廳之命令。
- ②有侵害公益行為。
- ③無正當理由連續三年以上未從事公益事業。

(2) 屬都道府縣區域內之公益法人設立及監督權限，原則上係由主務官廳委任都道府縣行使，目前由都道府縣為設立監督之公益法人數約占全部公益法人之百分之七十。

3、公益法人理事由退職公務員出任及現職公務員擔任公益法人理事、監事之情形：

(1) 國家主管公益法人之理事，由退職國家公務員出任（原則上係由有省廳相當課長職以上經驗，退職後未滿十年），其人數於平成十二年（西元二〇〇〇年）約占百分之四，相當六、一一二人；而都道府縣所主管之公益法人，其理事由曾任公務員擔任，約占百分之五・五，相當於一四、九六〇人。⁷

(2) 現職公務員因對公益法人有指導監督立場，故不適合為擔任公益法人之理事、監事，惟平成十二年（西元二〇〇〇年）仍有十三個國家主管公益法人，二十三名公務員擔任其理事、監事；而都道府縣主管公益法人因係由地方政府直接捐助設立，為其業務實施及監督考量，故有較多現職公務員擔任其理事、監事，至平成十二年（西元二〇〇〇年）有二、七〇六個都道府縣管公益法人，八、〇九〇名公務員擔任其理事、監事。

(五) 指定法人：

1、依日本憲法基本原理，從國民主權原理、責任內

⁷ 參照總理府平成十二年（西元二〇〇〇年）公益法人年度報告概要第十二頁

閣制及公權力依國民信託而行使之基本原則下，且在保護國民基本人權之關係上，國家之行政活動由內閣負連帶責任，亦即由其負指導責任，由公務員執行為原則。日本憲法同時禁止國家行為個人可基於其自主意思而執行，除非於緊急避難等例外之場合，國家由其行政機關、司法機關行使公權力之統治構造下，公權力由國家獨占為原則。⁸

惟日本實務上關於政府業務委託民間辦理，向來承認行政機關具有行政手段選擇自由之當然結果之下，通常不生違憲性及違法性之問題，一般認為在符合下列要求時，應廣泛承認政府業務委託民間辦理之可能性：

- (1) 精簡行政經費支出。
- (2) 提升行政事務處理迅速化、效率化。
- (3) 靈活運用民間專門技術及知識，提升行政服務品質。⁹

2、實務上，主管大臣或都道府縣知事等，於執行行政事務之際，基於個別法令規定（包括公告、函

⁸ 參照張淑華「給付行政與行政職能」89年國立台北大學法律系碩士論文

⁹ 參照林金榮「論委託私人行使公權力在我國實踐」89、6國立台北大學法律系碩士論文

示等)，指定法人或事業從事一定事務，或獎勵、推薦其從事一定事務者，稱之為「指定法人」¹⁰，而指定法人均係民法規定設置之公益法人。

- 3、日本行政手續法第四條第三項規定，行政機關基於法律之規定，將有關於試驗、檢查、檢定、登錄或其他行政上事務，基於該當法律之規定，在全部或一部委託之情形下，受委託者及其職員或其他該當事務之從事者，視為從事公務之職員，對於受委託者基於該當之法律所為之監督上之處分，並不適用行政程序法之規定，立法者對於受委託人（團體）之監督處分有不少將其視為行政組織法之內部關係，但是對於私人之地位有重大影響所及之作用法，例外規定將其視為對於私人地位之妥協規律。故日本法制上，若基於法制上之授權而為之委託，將其視為行政機關內部之公務員，行政機關不需依行政程序法之規定辦理，但是對於行政機關之監督處分，卻肯定其處分性，賦予其行政爭訟之機會，可提起撤銷訴訟等行政

¹⁰ 參照劉宗德「日本公益法人、特殊法人及獨立行政法人制度之分析」（似未出版）第十四頁

救濟。¹¹

4、為行政事務指定公益法人代行之透明化，內閣會議決定「有關公益法人檢查等事項委託基準」，並於平成九年（西元一九九七年）將行政代行之狀況調查併入公益法人狀況調查中。¹²

國家對受委託人之監督及於合法性及合目的性之監督，而其向受委託人之指揮監督必須受法律之支配，尤其在受委託人向私人遂行規制之行政作用下，更應在法律之授權下為指揮監督。委託並不是當然伴隨指揮監督權之發生，而是對於行政權限中公共性極高之活動，其業務遂行必須有所控制，而依法律創設嚴格之監督規定。¹³

（六）公益法人存在之問題：

近年來公益法人之營運活動遭受國會與輿論之批評，而連帶主務官廳對公益法人監督立場亦受到強烈評判，其具體指摘事項如下：

1、公益法人以設立子公司方式實際從事營利事業，其盈餘並當資產為內部保留。

¹¹ 同註8前揭文第九十七頁

¹² 參照總理府平成十二年（西元二〇〇〇年）公益法人年度報告概要第十九頁

- 2、接受行政委託（如試驗、檢查事務）之特定公益法人有獨占性利益，然而其委託法令依據並不明確。
- 3、設立當時被認具公益性之公益法人，但隨著社會經濟情勢變化，現在被認為屬營利事業。因此，相同性質之事業，公益法人經營者可得到租稅優惠，而以營利企業方式經營，則無該項優惠，致生不公平競爭。
- 4、有些以前設立之公益法人，因社會之變遷等原因，造成主務官廳不明確，而該等公益法人又經常從事目的以外之事業。
- 5、有部分公益法人職員領取不當報酬，並就法人營運獨斷專橫。

（七）公益法人之改革：

1、委託事務之評估：

國家主管之公益法人接受政府委託辦理檢查、認定、資格付與等事務，應從政府與民間責任分擔及行政改革觀點評估，該等事務如應由國家參與，則再檢討係由國家辦理，抑或由獨立行政法人為之，如由

¹³ 同註8前揭文第一一五頁

獨立行政法人為之，則應採必要相當措施。除此之外，如該等事務無須由國家參與，則應廢止國家之措施。

2、財政負擔之減縮及合理化：

國家主管之公益法人其補助金、委託費，應從有限資金作有效使用、確保行政責任說明及透明性，予以減縮及合理化。

3、措施及期限：

- (1) 有關平成八年（西元一九九六年）九月二十日內閣會議決定之「公益法人之設立及指導監督基準」及「有關公益法人檢查等事項委託基準」應予以澈底施行。
- (2) 上開內閣會議所決定委託之事業內容、補助金、外部評價、公益法人會計基準之檢討事項，應予以公開。¹⁴

¹⁴ 參照平成十二年十二月一日內閣會議決定之行政改革大綱第十頁

二、特 殊 法 人

(一) 特殊法人之定義

日本特殊法人之用語，其涵義並不一致，或有將「認可法人」歸納為特殊法人之範圍，但一般係將依總務廳設置法第四條（現已改為總務省設置法第四條第一項第十五款）「依法律直接設立之法人，或依特別之法律應特別設立行為之法人，其法人之新設、目的、變更及其他各該法律所定制度之修改、廢止有關審查」規定，即以總務廳審查對象之法人，稱之為特殊法人。

(二) 特殊法人之分類：

日本在二次世界大戰後，一方面因國家機能擴大，另一方面因行政業務彈性運用之必要，所以有許多特殊法人之設立，其設立主要目的係為公共投資、金融政策及中小企業政策之實施，常用名稱為公社、公團、事業團、公庫及特殊會社等，其名稱無明確、統一之標準。茲依其名稱就其特性分述如下：

- 1、公社：係二次世界大戰後，日本將過去以特別會計方式直營之運輸、通信及專賣事業，在維持獨占經營下，由政府全額出資，予以法人化，而成為採取獨立會計

制度企業之產物。其預算應經國會審議、議決，決算亦需向國會提出，故為所有特殊法人中公共性及國家介入最強者，即「國有鐵道公社」、「電信電話公社」及「日本菸草專賣公社」，由於上開公社皆被股份有限公司化，目前已無實例。

- 2、公團：多為政府全額出資，亦有由地方公共團體及民間出資，而以國家補助金或優惠融資充作財源之法人，採獨立會計制度，其事業內容相當廣泛，多以實施道路、住宅建設等大規模公共事業為目的。為政府代行機關之性格濃厚，事業計畫、收支預算等應經主務大臣認可。例如：綠資源公團、石油公團、地域振興整備公團、日本道路公團、首都高速道路公團等。
- 3、事業團：內容非常多樣，較難看出共通性，多為政府與私人合資之混合法人，其與上開公團之差異在於其事業內容著重在國家經濟、社會、農業等特定事務之推動，規模較小，又企業性較為淡薄。例如：簡易保險福祉事業團、國際協力事業團、宇宙開發事業團、科學技術振興事業團等。
- 4、公庫：由政府全額出資經營金融事業之法人，依政策

利率對於特定對象提供融資，具有補充一般金融機構之機能，其預算應經國會決議，決算亦要向國會提出。例如：沖繩建興開發金融公庫、國營企業金融公庫、國民生活金融公庫等。

5、特殊會社：依特別法律設立之股份有限公司，因係執行公共性較強之事業，受國家特別監督、保護。例如：日本電信電話株式會社、電源開發株式會社關西國際空港株式會社、北海道旅客鐵道株式會社等。

6、除上述外，尚有以金庫、特殊銀行、營團、共濟組合、協會、振興會、研究所、基金等為特殊法人名稱。截至平成十三年四月一日止，計有七十七個特殊法人，包括十一個公團、十二個事業團、六個公庫、十三個特殊會社、一個金庫、二個特殊銀行、一個營團、及三十一個（共濟組合、協會、振興會、研究所、基金）。

(三)、特殊法人之營運及管理：

特殊法人為適當實施法令規定之事業，通常具一定權能，享有稅制上特優惠措施，同時為確保事業之適當營運，基於設立之根據法及各種實體法，須受政府監督。

1、預算事業計畫及資金計畫之擬定與審查：

- (1) 每年須製作預算、事業計畫、資金計畫，且須經主管大臣之認可（特殊會社計畫即可）。
- (2) 公庫、銀行等預算須經國會審議。
- (3) 經營事業時，須作成業務方法書，並經主管大臣認可。

2、權限賦予與租稅優惠：

- (1) 獨占經營之權利，或於經營事業之同時，被賦予強制徵收權土地徵用權等與行政機關同樣之權限。
- (2) 特殊法人提供服務之對價（費用、貸款利息等），一般須經主管機關大臣之認可後決定。
- (3) 伴隨事業經營之租稅，如法人稅、所得稅、事業稅、印花稅、登錄許可稅等，均以免稅處理。

3、職員身分及人事任用：

- (1) 特殊法人職員非屬國家公務員，故有勞資爭議權及勞動協約締結權。
- (2) 理事由主管大臣任命或由經主管大臣認可之總裁任命。

(3) 職員得自主任用，不受國公務員法之限制，其勞動條件依勞資間交涉決定；惟薪資給與之決定，須經主管大臣之承認及財政大臣之協議。

(4) 為使特殊法人之幹部及職員公正執行職務，故其同時適用刑法罰責之規定；又依法人事業之性質，被課以守密義務。

4、事業營運：

(1) 事業之營運，主管大臣認為有法律施行上之必要時，得為監督上必要之命令，同時亦可要求提出報告或進入檢查。

(2) 如有違反業務，主管大臣得解除負責執行該業務理監事之職務。

5、監督：

一般係由主管大臣為之，惟以統一性及橫向面觀之，於人事、會計方面，亦得由總務廳（已整編為總務省）、大藏省（已總編為財務省）進行監督。¹⁵

(四) 認可法人：

行政實務上，係指由民間等之利害關係人作為發起人，

¹⁵ 同註10前揭文第十三頁

任意設立之法人，因其事業具公共性，故依據個別法律之規定，其設立應經主管大臣之認可。

認可法人制度，係因特殊法人之新設遭受抑制，為逃避特殊法人新設困難而被創設出來。除由民間自發性設置外，由國家全額出資或與地方自治團體共同出資或結合前二者再與民間共同出資者之實例亦有之，如由政府全額出資之認可法人，實質上幾乎同於特殊法人，僅於形式上係民間設置之法人。

由於認可法人與特殊法人實質上有其共同性，故自平成七年（西元一九九五年）以來一併納為特殊法人整理及合理化之客體。

截至平成十三（西元二〇〇一年）年六月，計有八十六個認可法人，包括四十五個共濟組合、十七個類似組合之法人，及二十四個組合以外之機構、促進協會、基金等。

（五）特殊法人之檢討：

由於特殊法人業務擴張必要性及存續意義日益降低、經營內容不透明、責任體制不明確、事業經營僵硬，欠缺效率性，故以下列事項就個別事業重新予以評估：

- 1、事業意義是否減弱。
- 2、設立之目的是否無法達成。
- 3、財務是否獨立。
- 4、事業達成之效果有無不足。
- 5、是否有壓迫民間產業之情形，而有政策再評價之必要。
- 6、就特定對象是否過度之優遇。
- 7、是否與民間產業產生競爭。
- 8、相類似事業是否已有其他特殊法人經營。
- 9、實施民營化是否更有效率。
- 10 是否不宜由政府直接處理。

經就上開事項評估後，應採取下列措施：

- 1、廢止：經評估結果該事業無存續之必要，則予以移管或廢止。
- 2、民營化：依事業評估結果該事業獨立有其獨立性，且無由國家參與之必要；以企業經營或以事業之經營較有效率；該事業由民間經營亦可實施，則予以民營化。
- 3、經評估結果如認其有存續之必要，則應就組織型態

中經營責任不明確、事業營運欠缺效率、組織業務不當擴增及經營自律性欠缺等問題提出對策，即是否檢討是否予以獨立行政法人化。

(六)、特殊法人之改革過程

1、平成七年（西元一九九五年）二月至三月。

改革項目：特殊法人整理及合理化。

摘要：

(1) 特殊法人合併、分割及民營化等：至平成十年（西元一九九八年）已完成十七個，例如日本產業株式會社鹽專賣事業民營化、日本輸出入銀行及海外經濟協力基金合併。

(2) 推動財務公開：內閣會議決定特殊法人財務公開、特殊法人財務報表之作成及公開法律整備之推動。

2、平成九年（西元一九九七年）六月至十二月

改革項目：特殊法人整理及合理化

摘要：

(1) 特殊法人合併、分割及民營化等：至平成十三年（西元二〇〇一年）初完成十三個，例

如住宅、都市整備公團之廢止（都市基盤整備公團新設）、國民金融公庫及環境衛生金融公庫之合併等。

（2）特殊法人對民間壓迫之正確處理

（3）財務公開、評價等措施

3、平成十一年（西元一九九九年）四月

改革項目：特殊法人減量及效率計畫

摘要：

（1）特殊法人澈底評價、民營化、事業整理縮小及廢止等。

（2）特殊法人存續必要，可否獨立行政法人化，及組織形態與業務內容之檢討。

4、平成十二（西元二〇〇〇年）年十二月

工作項目：行政改革大綱

摘要：

（1）特殊法人事業及組織評價一定基準。

（2）財政負擔、財政減縮、合理化、經營評價、情報公開系統之確立、給與、退職金、人事適當之改革對策→行政改革主管大臣之下為

特殊法人零基評價。

5、平成十三年（西元二〇〇一年）四月

工作項目：特殊法人事業評價論點之整理

摘要：

內閣官房行政改革推進事務局、特殊法人金融政策調查研究開發國際協力等十八種事業類型之分類，整理出七十六個類型化問題。

6、平成十三年（西元二〇〇一年）六月

工作項目：

- (1) 特殊法人行政成本計算書作成方針。
- (2) 特殊法人事業評估過程中所遇問題整理。

摘要：

- (1) 財政制度審議會就特殊法人計算書作成之建議。
- (2) 特殊法人改革推進本部之設置，本部長：內閣總理大臣；副本部長：內閣官房長官、行政改革主管大臣、總務大臣、財務大臣。
- (3) 內閣官房長官行政改革事務局就上開「論點整理」予以檢討，特殊法人事業評價

方向檢討及事務之整理。

7、平成十三年（西元二〇〇一年）八月

工作項目：特殊法人個別事業評估之具體方式

摘要：

內閣官房行政改革推進事務局就上開特殊法人事業評估過程中所遇問題整理出方向，再針對特殊法人事業擬具具體對策，並附具所管府省之意見。

8、平成十三年（西元二〇〇一年）內（預算編成前）至平成十七年（西元二〇〇五年）度末

工作項目：

（1）特殊法人整理合理化。

（2）集中改革期間。

摘要：

（1）特殊法人改革推進本部檢討各特殊法人事業及組織型態，就其是否為廢止、整理縮小、合理化、民營化或獨立行政法人化，為必要措施。

（2）集中改革期間內為法制上整備。

(七) 特殊法人之現況

有關日本政府對於特殊法人之支出，西元二〇〇二年概算要求約為四兆七千一百十六億日圓，較諸今年（西元二〇〇一年）預算數約刪減四千六百七十五億（9.1%）¹⁶。今年（西元二〇〇一年）日本政府對於特殊法人之補助金及出資金等各種支出總額，估計將達五兆三千億日圓，小泉總理曾於八月十日要求二〇〇二年至少應刪減一兆元，上開刪減額度約僅達到要求數額之一半，行政改革推進事務局將於九月中旬就概算要求之內容進行精查，削減幅度可能進一步擴大，但是由於各省廳之強力抗拒，能否達到刪減一兆日圓之目標，仍呈現微妙之態勢。

- 1、日本道路公團及石油公團西元二〇〇〇年決算顯示，各約負債二十五兆六千六百四十一億及四千二百十五億日圓。¹⁷
- 2、小泉總理揭示特殊法人改革之「小泉七原則」：1 不許

¹⁶ 政府財政支出對象之六十四個特殊法人中，有五十五個額度受到削減，其中刪減數額較大者有：能源、產業技術總合開發機構七百八十七億日圓(23.3%)；小泉總理指示予以廢止或民營化之日本道路公團三百三十二億日圓(10.9%)、住宅金融金庫四百九十七億日圓(11.2%)；已決定廢止之石油公團四百五十九億日圓(12.7%)。又同年度政府一般會計概算要求，較諸本年預算總額約增加 3.7%，達八十五兆七千億左右，其中一般歲出減少 1.7%，公債償還及地方交付稅交付金各增加約 6.9%及 16%，引自讀賣新聞，2001 年 9 月 1 日十四版(1)。

¹⁷ 引自讀賣新聞，2001 年 9 月 1 日十四版(3)。

胡亂花用稅金；2 不許無責任經營；3 不許改換名目；
4 不許壓迫民業；5 不許民營化、廢止拖泥帶水；6 不
許隱匿子機構之利益；7 不許官僚空降。¹⁸

3、各省廳於三日就所主管特殊法人可否廢止、民營化一節答覆行政改革推進事務局，多採抗拒之態度，其中擬廢止者為：石油公團（以國家機關組織型態進行檢討—經產省）、簡易保險福祉事業團（與郵政公社統合—總務省）、農林漁業團體職員共濟組合（與厚生年金保險制度統合—農水省）及宇宙開發事業團（與航空宇宙技術研究所、宇宙科學研究所統合設立一新機關—文科省）。以特殊法人以外之組織型態進行檢討者有綠資源公團（農水省）。整備條件向民營化方向檢討者：有新東京國際空港公團、水資源開發公團、地域振興整備公團及日本鐵道建設公團（國交省）。反對廢止，至於是否民營化仍在檢討中者：有日本道路公團等道路四公團、都市基盤整備公團及住宅金融公庫（國交省）。認為廢止或民營化有困難者：為日本政策投資銀行、國際協力銀行、國民生活金融公庫、農林漁業金融公庫（民

¹⁸ 引自讀賣新聞，2001年9月1日十四版(2)。

間無力為之或公金融之補充—財務省、農水省)；中小企業金融公庫、商工中金、中小企業總合事業團(涉及中小企業金融安全之重要政策—經產省)；公營企業金融金庫(地方自治團體資金調度及高成本—總務省)；理化學研究所、日本原子力研究所、核燃料周期開發機構、科學技術振興事業團、日本學術振興會(無利可圖或高風險，由民間企業為之有困難—文科省)；日本中央賽馬會、日本自行車振興會、日本小型車振興會(公營博奕，公平性不可欠缺—農水省、經產省)；年金資金運用基金(具有公性格之年金積立金，屬國家年金保險事業之一環—厚勞省)；日本放送協會(放送之健全發展所不可欠缺—總務省)。¹⁹

¹⁹ 引自日本經濟新聞，2001年9月4日十四版1、2。

三、獨立行政法人

(一) 獨立行政法人之設立依據：

按中央省廳改革基本法第三十六條規定，國民生活及社會經濟之安定等公共目的之確實實施所必要之事務及事業，其無由國家自行實施必要者，如由民間主體辦理可能有不被實施之虞，或有由單一主體獨占為之之必要時，政府得創設能有效率及效果地實行之合適的自律性、自發性及透明性之法人。

獨立行政法人制度設計上，係為彌補特殊法人因時代變遷以致任務、目標喪失，且因主管機關過度事前介入、統制，導致特殊法人自律性、自主性之喪失，事業經營欠缺效率、僵硬，營業內容不透明，恣意擴增組織及業務範圍，經營體制不明等缺失，特別於法令中明定獨立行政法人業務擴充之限制，主管機關指揮監督範圍，採取更靈活、彈性之財務營運、組織及人事管理，並引進評鑑機制，定期檢討獨立行政法人之存廢，期能逐一克服特殊法人之問題點。²⁰

截至平成十三年（西元二〇〇一年）四月一日止，有

²⁰ 同註10前揭文第十八頁

五十七個獨立行政法人，例如：國立公文書館、國立博物館、產業醫學總合研究所、產業技術總合研究所、國立青年之家及日本貿易保險等。

(二) 獨立行政法人之營運：

依中央省廳改革基本法第三十八條規定，獨立行政法人基本營運制度如下：

- 1、主管大臣應就獨立行政法人業務營運效率達成、服務品質提供，財務內容改善等有關業務營運目標，設定三年以上五年以下之「中期目標」。
- 2、獨立行政法人為達成所定之中期目標，應訂定中期計畫，並於中期計畫期間內訂定各事業年度營運計畫。
- 3、獨立行政法人之會計，係以企業會計為原則，各事業年度損益計算之利益予以累積，按中期計畫所定使用範圍內，為有效率及彈性之運用。
- 4、國家提供獨立行政法人營運經費與其他所需要之財源。
- 5、獨立行政法人業務營運，應依業務績效評價結果為改善及採必要之措施。
- 6、獨立行政法人職員給與及其他待遇，應與獨立行政法

人業務績效、個人績效相互反映。

- 7、獨立行政法人應於各事業年度中，將業務概要、財務內容、中期計畫、年度計畫、業務實績等評價結果及人員、人事費相關組織業務重要事項予以公布。
- 8、主管大臣於中期計畫期間終了時，應就獨立行政法人業務繼續必要性，及組織業務作全面檢討，並依檢討結果採必要措施。

(三) 獨立行政法人評價委員會之設立：

依中央省廳改革基本法第三十九條規定，為就獨立行政法人業務績效提供專門性、客觀、中立、公正之評價起見，總理府及各省應訂定各該獨立行政法人評價基準，並設立相關評價委員會；同時應就上開評價委員會之評價結果提供意見，並就獨立行政法人主要事務及事業廢勸告之執行設置委員會。

(四) 獨立行政法人之監督管理：

- 1、依中央省廳改革基本法第三十七條第一款規定，政府應就獨立行政法人營運之基本、監督、職員之身分及其他共同事項訂定共同性法令。業於平成十一年（西元一九九九年）七月十六日制定獨立行政法

人通則法在案。

- 2、中央省廳改革基本法第三十七條第二款規定，政府應於各個獨立行政法人設立之法令，就其目的及業務範圍為明確規定；同條第三款並規定，獨立行政法人之主管大臣應於法令權限內，對該獨立行政法人為監督或介入。

(五) 特定獨立行政法人與普通獨立行政法人

按「特定獨立行政法人」，係因依獨立行政法人通則法第二條第二項規定，獨立行政法人業務之停滯將對國民生活及社會經濟安定有直接影響，且經與其他獨立行政法人業務、目的、性質，相互比較後確認有必要賦予該法人職員有國家公務員身分。有關其身分基本之規定，依中央省廳改革基本法第四十條規定：

- 1、有團結權及團體交涉權，而無勞資爭議權。
- 2、在無法令規定下，應得職員同意，始得為降級、休職及免職。
- 3、給與、工作時間及其他工作條件等事項，獨立行政法人應依中期計畫予以適當決定，上開事項涉及團

體交涉時，得為中央勞動委員會調停及仲裁之對象。

- 4、獨立行政法人之員額不適用行政機關職員員額，但其職員人數，政府每年應向國會報告。

肆、建議：

一、按公益法人我國亦區分為社團法人及財團法人，其管理除於民法中有所規定外，行政院所屬各機關就財團法人更定有監督準則，以為規範，例如內政部業務財團法人監督準則、外交部主管財團法人設立許可及監督準則、教育部主管教育事務財團法人設立許可及監督準則，及法務財團法人設立許可及監督準則等；至於預算方面，由政府捐設立之財團法人，除政府捐助之預算應經立法院審議通過外，預算法第四十一條並規定，政府捐助之財團法人，每年應由各該主管機關就以前年度捐助之效益評估，併入決算辦理後，分別編製營運及資金運用計畫送立法院。

審酌上開規定，我國對公益法人之管理，似偏重於設立時之審核及董、監事職權行使、會計制度等內部事項。相關規定似可參考日本公益法人發展至今所生弊病，予以檢討，使我國公益法人之發展更形完善。

二、日本特殊法人之發展已有一定歷史，如日本鐵道公團、新東京國際空港公團等目前仍以特殊法人方式運作，我國現階段組織再造，業將國家機關組織法人化列為

重點工作，然而在制度設計上如何避免日本特殊法人所產生之經營內容不透明、責任體制不明確、事業經營僵硬，欠缺效率性等弊病，實不容輕忽。

三、獨立行政法人制度主要係為彌補特殊法人因時代變遷以致任務、目標喪失，且因主管機關過度事前介入、統制，導致特殊法人自律性、自主性之喪失，事業經營欠缺效率、僵硬，營業內容不透明，恣意擴增組織及業務範圍，經營體制不明等缺失，特別於法令中明定獨立行政法人業務擴充之限制，及主管機關指揮監督範圍，採取更靈活、彈性之財務營運、組織及人事管理，並引進評鑑機制，定期檢討獨立行政法人之存廢，期能逐一克服特殊法人之問題點而創設之制度。其中特定獨立行政法人更得執行公權力，是以在行政機關法人化已成為現階段政府施政重點之同時，有關日本為解決特殊法人弊病所創設之獨立行政法人制度相關機制，似值參考。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について

平成 8 年 12 月 19 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ
同 9 年 12 月 16 日 一 部 改 正
同 10 年 12 月 4 日 一 部 改 正

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定)に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

(別 紙)

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

(基 準)

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(運用指針)

- (1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。

本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適當という意味である。

- (2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4.の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの(例えば、本文(1)~(3)に該当するものを目的としているもの)に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するよう目的に変更することが不可能な場合には、本基準8.経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

- (1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐

にわたっている。

公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない（本基準1.参照）。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。

- (2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる（民法第71条）。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。
- (3) 本文(1)―①～③を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。

公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、(管理部門の) 役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)―①～③を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。

したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1)―①～③のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額（支出合計額+次期繰越収支差額。以下同じ。）の2分の1以上である必要がある（なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。）。

- (4) 本文(1)―①～③を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大（又は、このような事業以外への支出を削減）するように指導する必要がある。
- (5) 本文(1)―②について、「事業内容が……具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要

はない。

- (6) 本文(1)―③について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時とは公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
- ① 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - ② 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2)―①の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては) 対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、

その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。

- (4) 本運用指針(2)一②の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。
- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)~(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

- | |
|--|
| (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。 |
|--|

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

(6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。
- (2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。
- (3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。
- (4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

- ① 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

- ② 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
- ii) 高利の融資事業
- iii) 経営が投機的に行われる事業

- ③ 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられ

る部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

- ④ このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその附属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社(公団)」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合には、そのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- ⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(運用指針)

- (1) 理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及ぶ。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な

執行体制を確保することも必要である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法によっている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

(2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕 6人以上10人以内 25人以上30人以内

(3) 理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う（「原則として」の例外としては、公正な第三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）ようにすべきである。

(4) 理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信任の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

ここでいう「所管する官庁の出身者」とは、以下の要件をすべて満たす者を指す。

- ① 本省庁課長相当職以上（教育職、研究職、医療職は除く。）を経験
- ② その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁（官庁の組織変更があった場合は、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。）
- ③ 退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任（公務員を退職後5年以上を経ており、この間、当該公益法人の職員に就いていた者を除く。）

官房付等で退職した者の場合は、前職で判断することとし、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等を含む。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の

公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

(7) 理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があり、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることも多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったときは、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要があろう。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議させること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

(基準)

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)―②～④、⑥を準用すること。

(運用指針)

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する(「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。)

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

(基準)

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(運用指針)

- (1) 社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関(民法第53条、63条)として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理

事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。

- (2) そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。したがって、仮に社員が多数又は全国に散在する等事実上社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある。
- (3) 社員総会成立のための定足数及び議決数については民法上規定がなく、法人の事情、議決案件の種類等に応じて定款に自由に規定することができるが、最低でも過半数以上とする必要がある。ただし、定款の変更又は法人の解散の場合は、定款に定めのない限り議決数は4分の3以上でなければならない（民法第38条、69条）。

(基準)

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)―①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(運用指針)

- (1) 財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定がないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。

評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。

(2) 評議員会は、このように理事会から独立した機関として理事等の執行機関を牽制する役割が求められているため、評議員が理事又は監事を兼ねることは適当ではない。評議員が理事を兼ねなければならない特別な事情がある場合でも、評議員会を実質的に支配できない程度の割合にとどめる必要がある。

また、評議員会と理事会の相互牽制の観点から、評議員は理事会で選任することとする必要がある。

(3) 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。

(4) 評議員の任期については、理事の場合と同様の理由から、原則として2年を基準とする必要がある。また、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

(基 準)

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

(運用指針)

(1) 公益法人の意思決定機関、又は業務の執行機関として理事及び理事会が置かれているが、業務の遂行に伴う日常的な事務を処理するため、事務局を設置することが必要である。

(2) 事務局は、当該法人の事業の規模、内容等から見て、これを実施するために必要な程度の組織及び職員（事務局長1名の外に可能な限り常勤職員）を有している必要があり、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保する必要がある。

(基 準)

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として昭和52年3月に公益法人監督事務連絡協議会により、公益法人会計基準が決定されたが、昭和60年10月、連絡会議において改正が行われ、昭和62年度から実施している。
- (2) そこで、会計基準自体に定める例外を除き、すべての公益法人においてこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。

(基 準)

- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の財政的基礎は、社団法人にあっては会費に、財団法人にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。
- (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるよう活用しなければならない。
- (2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。
- ① 価値の変動が著しい財産……………株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
 - ② 客観的評価が困難な財産……………美術品、骨董品等
 - ③ 減価する財産……………建築物、建造物等減価償却資産
 - ④ 利子又は利用価値を生じない財産……………現金、当座預金、事務所用施設
 - ⑤ 換金の容易な財産……………普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
 - ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法……………融資
- (3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々¹の経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。
- (2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6. 参照）。
- (3) 公益法人の財産（基本財産、運用財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

(基準)

- (6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人が手持又は通常²の収入では賅えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。
- (2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、
 - ① 確実な返済計画はあるか

- ② 借入先及び利息は適切か
- ③ 長期借入金の使途及び額は適切か
- ④ その他、公益活動に支障をもたらすものでないか

等について、十分な検討が必要と考えられる。

- (3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)①～④の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。

また、当初予算に計上されておらず、年度途中で長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利子率等借入の詳細が決定していない場合においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

(基準)

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとす。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。
- (2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情

勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とするべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

(基準)

(8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

(運用指針)

- (1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能

な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

- (2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4.機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとするを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものとならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

(基準)

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
- ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。

また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければならない。

- (2) 公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

- ① 運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (3) 基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (4) 本基準には規定されていないが、法律により認められているもの（特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。）については、当然株式等の保有は可能である。
- (5) 本文(1)―①、②のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (6) 本文(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。
 - ① 名称
 - ② 事務所の所在地
 - ③ 資本金等
 - ④ 事業内容
 - ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
 - ⑥ 従業員の数
 - ⑦ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑧ 保有する理由
 - ⑨ 当該株式等の入手日
 - ⑩ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (7) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。

当該株式等を保有している間においては、上記(6)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(基準)

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。
- (2) 備え置く期間等は、次のとおりとする。
 - ① 定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿：可能な限り最新の状態で、常に備えて置くこと
 - ② 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録：当該事業年度の終了後、原則として3カ月以内に備え、5年間備えて置くこと
 - ③ 事業計画書、収支予算書：当該事業年度の開始後、原則として、3カ月以内に備え、次事業年度の事業計画書等が備えられるまで、備えて置くこと
- (3) 所管官庁においては、所管公益法人に関する一覧表を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。なお、一覧表の記載事項は次のとおりとする。

- ① 名称
 - ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
 - ③ 公益法人の主たる事務所の所在地・電話番号
 - ④ 設立年月日
 - ⑤ 代表者職名・氏名
 - ⑥ 主な目的・事業
- (4) 原則として、公益法人を直接所管する部局においては、本基準(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。
- なお、所管官庁においては、少なくとも上記(2)で規定されている期間は、これらの資料を備えて置くものとする。
- (5) 公益法人会計基準以外の会計基準を用いている法人の場合は、本文に定められている資料に相当するものについて同様に扱うものとする。

(基準)

8. 経過措置等

- (1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

- (1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関する

ものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

- (2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項（業界団体の理事構成、互助会の事業内容等）については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

(基準)

- (2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。
- (3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分できない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること
- (4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 本基準6の株式の保有等の(1)に定められた理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、早急に売却等その処分を行い、原則として、平成11年9月末までに終了すること。
- (2) 仮に、上記(1)で定められた期限までに処分できない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

- (3) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの（株式保有等を事業としているもの等を含む。）の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。そのため、所管官庁は、必要な資料を、総理府に提出する。

- ① 当該公益法人を所管する部局の名称
 - ② 当該公益法人の名称
 - ③ 当該営利企業の名称
 - ④ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑤ 保有する理由
 - ⑥ 当該株式等の入手日
 - ⑦ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (4) 上記(3)の「公益法人に関する年次報告」による実態の公表は、平成10年度から実施する。
- (5) 各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。記載事項については、本運用指針6一(6)の規定に従うものとする。

(基準)

- | |
|---|
| (5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。 |
|---|

(運用指針)

本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度からは本基準に適合した形で情報公開を行うこと。過去のものについても、可能な限り本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

また、所管官庁においては、平成10年1月中に必要な一覧表の作成を行い、平成10年2月から備えて置くこととする。

(基 準)

(6) 2—(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする。

◎中央省庁等改革基本法

(平成十年六月十二日
法律第百三十三号)

改正 平成十一年 七月一六日法律第 八八号

同 十一年 七月一六日同 第一〇二号

同 十一年 二月二日同 第一六〇号

中央省庁等改革基本法をここに公布する。

中央省庁等改革基本法

目次

第一章	総則(第一条―第五条)
第二章	内閣機能の強化(第六条―第十四条)
第三章	国の行政機関の再編成(第十五条―第三十一条)
第四章	国の行政組織等の減量、効率化等
第一節	国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針(第三十 二条)
第二節	現業の改革(第三十三条―第三十五条)
第三節	独立行政法人制度の創設等(第三十六条―第四十二条)
第四節	その他の見直し(第四十三条―第四十七条)
第五章	関連諸制度の改革との連携(第四十八条―第五十一条)
第六章	中央省庁等改革推進本部(第五十二条―第六十三条)
附則	
第一章	総則
(目的)	

第一条 この法律は、平成九年十二月三日に行われた行政改革会議

の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革(以下「中央省庁等改革」という。)について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、中央省庁等改革推進本部を設置すること等により、これを推進することを目的とする。

(中央省庁等改革に関する基本理念)

第二条 中央省庁等改革は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有する。

(中央省庁等改革の基本方針)

第四条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

一 内閣が日本国憲法の定める国務を総理する任務を十全に果たすことができるようにするため、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確なものとし、並びに内

閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を整備すること。

二 国の行政が本来果たすべき機能を十全に発揮し、内外の主要な行政課題に的確かつ柔軟に対応し得るようにするため、次に掲げるところに従い、新たな省の編成を行うこと。

イ 国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、一の省ができる限り総合性及び包括性をもった行政機能を担うこと。

ロ 基本的な政策目的又は価値体系の対立する行政機能は、できる限り異なる省が担うこと。

ハ 各省の行政機能及び権限は、できる限り均衡のとれたものとする。

三 国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離することを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五 国の行政機関の間における政策についての協議及び調整の活

中央省庁等改革基本法

性化及び円滑化並びにその透明性の向上を図り、かつ、政府全体として総合的かつ一体的な行政運営を図ること。

六 国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

七 行政運営の透明性の向上を図るとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるものとする。

八 国の行政機関（その内部組織を含む。）の編成に当たっては、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得る仕組みとすること。

（新体制への移行目標時期）

第五条 政府は、中央省庁等改革の緊要性にかんがみ、遅くともこの法律の施行後五年以内に、できれば平成十三年一月一日を目標として、中央省庁等改革による新たな体制への移行を開始するものとする。

第二章 内閣機能の強化

（内閣総理大臣の発議権）

第六条 内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針（対外政策及び安全保障政策の基本、行政及び財政運営の基本、経済全般の運営及び予算編成の基本方針並びに行政機関の組織及び人事の基本方針のほか、個別の政策課題であつて国政上重要なものを含む。以下同じ。）について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。

（国務大臣の数）

中央省庁等改革基本法

第七条 内閣総理大臣以外の國務大臣について、複数省に関係する案件に関する総合調整等を担当する國務大臣が果たすべき役割にかんがみ、その総数を十五人から十七人程度とするよう必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(内閣官房の基本的性格及び任務)

第八条 内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担うものとする。

2 内閣官房は、内閣及び内閣総理大臣を補佐する機関として、閣議に係る事務等処理するほか、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整、情報の収集及び分析、危機管理並びに広報に関する機能を担うものとし、これらの機能を強化するため必要な措置を講ずるものとする。

3 内閣官房の任務に、国政に関する基本方針の企画立案を行うことが含まれることを法制上明らかにするものとする。

(内閣官房の組織の在り方)

第九条 内閣官房は、基本的に内閣総理大臣により直接選任された者によって運営されるべきものとし、このため、行政組織の内外から人材を機動的に登用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣官房の組織については、その時々々の政策課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとするものとする。

3 内閣総理大臣の職務を直接に補佐する体制を整備するため、内閣総理大臣補佐官及び内閣総理大臣秘書官の定数の在り方を弾力

的なものとするほか、内閣官房の定数管理を柔軟なものとすることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府の基本的な性格及び任務)

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

2 内閣府の任務及び機能(外局に係るものを除く。)は、おおむね次に掲げるものとする。

一 経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画その他の各省の事務に広範に関係する事項に関する企画立案及び総合調整

二 皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務の処理

三 沖縄対策(企画立案及び総合調整のほか、沖縄振興開発計画に関する事務及びその関係予算の一括計上に係る事務を含む。以下同じ。)

四 北方対策

五 消費者行政、物価行政及び市民活動を行う団体一般に関する行政

六 青少年健全育成行政に関する総合調整

3 各省庁が所掌している消費者行政に関する事務については、できる限り内閣府に統合するものとする。

- 4 宮内庁は、内閣府に置くものとする。
 - 5 防衛庁及び国家公安委員会は、内閣府に、その外局として置くものとし、国務大臣をこれらの長とするものとする。
 - 6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。
 - 一 国内金融に関する企画立案を担うこと。
 - 二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。
 - 三 金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。
 - 四 関係法律に基づく命令の立案に関する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所管しているものについては、できる限り単独で所管すること。
 - 五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。
 - 7 防衛施設庁は、防衛庁に、その外局として置くものとする。
 - 8 内閣官房長官は、内閣府（防衛庁及び国家公安委員会を除く。）の事務を統轄し、その職員の服務を統督するものとする。
- （担当大臣）
- 第十一条 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該国務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、関係

中央省庁等改革基本法

- する国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。
- 2 沖縄対策及び北方対策については、前項の国務大臣に担当させるものとする。
 - 3 金融庁が所管する事項については、第一項の国務大臣に担当させるものとする。
- （内閣府の組織の在り方）
- 第十二条 内閣府の内部部局は、第十条第二項に規定する任務及び機能に係る事務を的確に処理できるよう組織するものとする。この場合において、沖縄対策については、その担当部局を設け、かつ、その任務及び機能を果たすため必要かつ十分な体制を整備するものとする。
- 2 内閣府の内部部局には、国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行うため、必要に応じ、広く行政組織の内外から人材を登用するものとする。
 - 3 内閣府に、経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関し、国務大臣、学識経験を有する者等の合議により審議し、必要な意見を述べるための合議制の機関として、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議を置くものとし、その任務及び構成員は、別表第一のとおりとする。
 - 4 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する重要事項を審議するため、内閣府に、内閣総理大臣、財務大臣、前条第三項の担当大臣、金融庁長官、日本銀行総裁等によ

つて構成される合議制の機関を置くものとする。

5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

6 経済企画庁に置かれていた試験研究機関は、内閣府に移管し、内閣府の内部部局と連携して機能するようにするものとする。

7 沖縄総合事務局は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

(国の行政機関の幹部職員の任免についての内閣承認)

第十三条 国の行政機関の事務次官、局長その他の幹部職員については、任命権者がその任免を行うに際し内閣の承認を要することとするための措置を講ずるものとする。

(内閣機能の強化に関するその他の措置)

第十四条 政府は、第六条から前条までに規定するもののほか、第四条第一号の基本方針の趣旨にのっとり、内閣機能を強化するため、内閣及び内閣官房の運営の改善を図るものとする。

第三章 国の行政機関の再編成

(新たな省の名称等)

第十五条 第四条に規定する基本方針に従い新たに編成される省(以下「新たな省」という。)の名称、主要な任務及び主要な行政機能は、別表第二のとおりとするものとする。

(内部部局及び外局)

第十六条 内閣府及び新たな省(第四項第一号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。)の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。

2 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、その任務及び機能に即して、総合的かつ機能的な行政運営が可能となるようにするとともに、状況に応じて所掌事務を分掌して機動的に遂行する職の活用を図るものとする。

3 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、一の府省の内部部局として置かれる局の数を基本として十以下とすることを目標とするものとする。

4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。

一 内閣府の外局として置かれる委員会及び庁であって、法律で、国務大臣をもってその長に充てることとされるもの

二 特段の必要があり、主として政策の企画立案に関する機能を担うため、内閣府又は新たな省の外局として置かれる庁

5 新たな省に、その外局として置かれる委員会及び庁は、別表第三のとおりとする。

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が

委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。

四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができるとする。

7 政府は、第四項第二号の庁が政策の実施に関する事務を行う場合には、実施庁に準じて、その運営の効率化を図るものとする。

(総務省の編成方針)

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人事管理機能について、国家公務員制度に関する企画立案並びに内閣官房が策定する人事運用の基本方針を踏まえた政府全体を通ずる人事管理の方針、計画等に関する企画立案及び総合調整、各行政機関における人事管理施策の統一その他中央人事行政機関としての内閣総理大臣を補佐する機能を担うこと。

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

中央省庁等改革基本法

三 統計行政について、次に掲げるところによること。

イ 統計について、政府全体を通ずる調整を行い、府省の行う統計行政の重複を是正するほか、それぞれの調査結果の共有化を推進すること。

ロ 府省が行う大規模統計で全数調査として行われるものについて、分野ごとの専門性を踏まえ、その実施について必要な一元化を行うこと。

ハ 統計事務について、できる限り民間への委託を進めること。

四 国の地方自治に関する行政機能の在り方については、地方自治が国の基本的な制度であり、かつ、地方自治を維持し、及び確立することが国の重要な役割であることを踏まえ、ともに、地方分権の推進に伴い国の地方に対する機能を縮小することを基本とし、地方分権の推進の状況を勘案しつつ、中期的な観点にも立って、各省の関連する行政の見直しと併せて、次に掲げるところにより、国の地方公共団体に対する関与を必要最小限のものとするよう、その見直しを行うこと。

イ 地方公共団体の組織運営に関する事務については、基本的に地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国は、広域行政制度その他の地方自治に関する制度の整備、国と地方公共団体との間の調整等地方自治に関する制度の企画立案及び管理を行う立場から必要な範囲のものを行うこと。

ロ 自治省から引き継ぐ地域振興に関する事務については、地方公共団体の創意工夫を尊重した政策の企画立案を行うことを基本とすること。

中央省庁等改革基本法

- ハ 地方公共団体の歳入及び歳出に関する個別の関与については、財政収支が著しく不均衡な状況にある団体等に関するものを除き、地方公共団体の自主性を尊重したものとすること。
- ニ 地方税制について、地方公共団体の課税権の自主性を尊重したものとすること。
- ホ 地方公共団体間の財政の調整については、財源の均衡化を図り、行政の標準的な水準を確保するという本来の目的に照らして必要な範囲に限定し、その算定事務について一層の簡素化及び透明化を進めること。
- 五 消防行政について、次に掲げるところによること。
 - イ 消防制度の企画立案及び全国的地域から広域的に対応する必要がある事務にその機能を集中させること。
 - ロ 個別の地方公共団体に対する関与及び補助については、真に必要な範囲にとどめること。
 - ハ 検査、検定その他の安全の確保のための規制については、その目的に照らして必要最小限のものとするほか、民間の能力の活用を進めること。
- 六 電気通信行政及び放送行政については、当該行政に係る郵政省の機能を通商産業省との分担を変更しないで引き継ぐとともに、当該行政を担当する局を二局に再編して内部部に置くこと。
- 七 郵政事業について、次に掲げるところによること。
 - イ 郵政事業に係る企画立案及び管理を所掌する一局を内部部に置くこと。

- ロ 郵政事業の実施に関する機能を担う外局として置かれる郵政事業庁は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（その日が郵政事業庁の設置の日から起算して二年を経過する日より前である場合は、同日）の属する年において、第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社に移行すること。
- 八 公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な執行を確保することの重要性にかんがみ、その審査体制等の充実を図ること。
- 九 日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討すること。
（法務省の編成方針）
- 第十八条 法務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
 - 一 人権擁護行政について、その充実強化を図ること。
 - 二 司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、関係機関に対し必要な協力をを行うこと。
 - 三 行政審判機能の充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方についての検討の支援を行うこと。
 - 四 公安調査庁について、内外における諸情勢の変化に対応し、組織の減量を図るとともに、相当数の人員を在外における情報収集活動の強化及び内閣における情報の収集、分析等の機能の充実のために充てるものとするほか、破壊活動防止法（昭和二

十七年法律第二百四十号)に基づく破壊的団体の規制の実効性を確保するなど、同庁の機能を見直すこと。

五 出入国管理機関について、税関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

- 一 総合的な外交政策の策定に関する機能を充実強化すること。
- 二 情報の収集、分析及び報告に関する機能を充実強化すること。
- 三 国際社会に広く影響を及ぼす国際約束等の策定に主体的に参加すること。
- 四 政府開発援助について、次に掲げるところによること。
 - イ 政府開発援助のより効果的かつ効率的な推進を図るとともに、その推進に当たって民間の人材を活用すること。
 - ロ 対象国に関する総合的な援助方針の策定その他の政府開発援助に関する全体的な企画及び有償資金協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこと。
 - ハ 海外経済協力基金と日本輸出入銀行の統合を踏まえ、海外経済協力基金に係る事務については外務省が中心となり関係省との関係を緊密化するとともに、日本輸出入銀行に係る事務については財務省が担当し外務省等との関係を緊密化すること。
 - ニ 技術協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる一

中央省庁等改革基本法

元的な調整の中核としての機能を担うこと。ただし、留学生に係るものについては、教育科学技術省の主導性を確保すること。

ホ 技術協力については、国際協力事業団を中心として実施するものとし、関係府省は、同事業団と緊密な連携を確保しつつ、協力すること。

ハ 国際機関を通じた協力については、大蔵省等との間の分担の在り方を基本として財務省等との間でこれを分担することとするともに、相互の連携を緊密化すること。

五 対外経済政策について、通商政策機能等を担う関係省との間において、人事交流その他の協力度体制の充実及び役割分担の明確化を図ること。

六 国際文化交流について、教育科学技術省との連携を更に緊密化すること。

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 地域に関するよりきめ細かな外交政策を推進するため、これを担当する局を適切な分担に再編すること。

(財務省の編成方針)

第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

- 一 財政構造改革を推進すること。
- 二 財政投融资制度を抜本的に改革することとし、郵便貯金とし

中央省庁等改革基本法

て受け入れた資金及び年金積立金（厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。）に係る資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条に基づき資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮しつつ、市場原理にのっとったものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。

三 国際金融及び為替管理を担当する部門については、当面、財務省に置き、日本銀行の役割を含め、当該部門の在り方について検討し結論を得ること。

四 国と地方を通じた徴税の一元化については、地方自治との関係及び国と地方を通ずる税制の在り方を踏まえて更に検討すること。

五 徴税における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること。

六 税関について、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

七 財政投融资制度の改革及び国有財産管理事務の減量に伴い、これらを担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

八 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、その範囲を明確に定めるとともに、これに配置する職員の数に、必要最小限のものとする。

（経済産業省の編成方針）

第二十一条 経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏

まえて編成するものとする。

一 経済構造改革を推進すること。

二 産業政策について、次に掲げるところによること。

イ 個別産業の振興又は産業間の所得再分配を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること。

ロ 市場における経済取引に係る準則の策定及び整備、工業所有権等の保護、技術開発等の業種横断的な政策に重点化するとともに、円滑な産業構造の転換を推進すること。

三 通商政策及び貿易政策について、地域的又は多国間の枠組みによる新たな国際経済秩序の形成に積極的に貢献するとともに、産業に関する国際的な調整のための施策を展開すること。

四 中小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること。

五 地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化し、国の関与を縮小すること。

六 エネルギー政策について、次に掲げるところによること。

イ 省エネルギー及び新エネルギーに関する施策に重点的に取り組むこと。

ロ 事業者に対する需給調整のための規制を大幅に廃止し、又は緩和すること。

ハ 危機管理に係る政策及び環境政策との連携を強化すること。

- と。
- ニ 原子力の開発及び利用に関し、適切な方向付けを行うこと。
 - 七 技術開発について、国が政策的に行う必要がある重要なものへの重点化を図ること。
 - 八 経済財政諮問会議における経済全般の運営の基本方針の審議に関し、産業政策、経済構造改革、民間経済の活力の維持及び強化を図る観点から必要な企画立案に参画すること。
 - 九 情報通信に関する通商産業省の機能を郵政省との分担を変更しないで引き継ぐこと。
 - 十 独占禁止政策を中心とした競争政策については、引き続き公正取引委員会が担うものとし、経済産業省の所管としないこと。
 - 十一 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、主として商業化及び実用化に向けたものを経済産業省が担うこと。
 - 十二 原子力に関する技術開発について、学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、エネルギーとしての利用に関係するものを経済産業省が担うこと。
 - 十三 原子力のエネルギーとしての利用に関係する安全の確保のための規制については、一次的には経済産業省が行い、二次的審査は、引き続き、原子力安全委員会が行うこと。
 - 十四 産業政策の転換を踏まえ、個別産業の振興を担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

中央省庁等改革基本法

(国土交通省の編成方針)

- 第二十二條 国土交通省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
- 一 総合的な国土の形成に向けた体系的な取組を推進すること。
 - 二 社会資本の整備を総合的かつ効率的に推進すること。
 - 三 施設の整備及び管理、運輸事業者による安全かつ効率的な輸送サービスの提供の確保その他の施策による総合的な交通体系の整備を行うこと。
 - 四 運輸事業について、需給調整のための規制の撤廃等を通じて市場原理にゆだねることを徹底し、行政の関与を大幅に縮小すること。
 - 五 所管行政の全般にわたり、地方分権推進委員会の勧告を着実に実施するとともに、さらに、地方公共団体への権限の委譲、国の関与の縮減等を積極的に進めるほか、徹底した規制緩和、民間の能力の活用等を図ること。
 - 六 運輸省及び建設省に置かれた公共事業に関する事務を行う地方支分部局であつて、その管轄区域が一の都府県を超えるものは、一の都府県の区域を超える各地方を単位として統合し、これに、その管轄区域における国土交通省が所掌する公共事業の実施及び助成、地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理させること。
 - 七 北海道開発庁の任務及び行政機能を引き継ぐものとし、その関係予算は、国土交通省に従前のとおり一括して計上し、北海

中央省庁等改革基本法

道開発局は、同省に置くこと。この場合において、農林水産省が所掌する事業については、従前のおり、同省に所要の予算の移替え又は繰入れをするとともに、農林水産大臣のみが北海道開発局長を指揮監督すること。

八 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うとともに、入札及び契約に係る制度の一層の改善を進めること。

九 航空交通管制に用いる機器の整備等について、民間の能力を活用すること。

十 気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。

十一 社会資本の総合的な整備計画については、経済財政諮問会議の議を経るものとする。

十二 交通安全行政について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

十三 船員労働行政を担うこと。

十四 小笠原総合事務所は、国土交通省に置き、その機能を継続すること。

(農林水産省の編成方針)

第二十三条 農林水産省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 食料の安定供給の確保の観点から、国、地方公共団体及び生産者の役割について、その分担の明確化を図ること。

二 農業生産、流通加工、農村及び中山間地域対策等における地方公共団体の役割について、その拡大及び地方分権の徹底を図ること。

三 消費者及び原料需要者の視点を重視すること。

四 生産性の高い農業を実現するための農業構造の改善を推進すること。

五 自由で効率的な農業経営の展開を可能とするための施策を推進するとともに、これに併せて生産者の所得を補償する政策への転換について検討すること。

六 国土及び環境の保全、景観の保全等の農林水産業のもつ多面的機能の位置付けを明確化すること。

七 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うこと。

八 統計調査の実施において、地方公共団体及び民間の能力の大幅な活用を図ること。

九 森林行政について、環境行政との緊密な連携を確保すること。

十 食品行政について、労働福祉省との間の責任の分担を明確化するとともに、同省との緊密な連携を確保すること。

十一 農業構造の改善に係る公共事業については、真に食料の安定供給の確保に資するものに限り、必要やむを得ず整備するものについては、国土交通省との相互協議を通じ、同省が所管する公共事業との整合的な実施を図ること。

十二 農村及び中山間地域等の振興について、第二十八条に規定する政策調整のための制度の活用等により、他の府省の行政と

の総合性を確保すること。

十三 動植物検疫機関について、出入国管理機関、税関及び検疫機関との密接な連携を確保すること。

(環境省の編成方針)

第二十四条 環境省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 地球温暖化の防止等の環境行政における国際的な取組に係る機能及び体制を強化すること。

二 関係行政との間の調整及び連携の強化等を通じた環境行政の総合的展開を図ること。

三 大気、水質及び土壌の汚染規制、騒音規制等の公害を防止するための規制、環境の保全のための監視及び測定、公害に係る健康被害の補償等のための措置、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。）に係る対策、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）による規制（貿易管理に関するものを除く）、野生動植物の種の保存並びにその他専ら環境の保全を目的とする制度並びに事務及び事業については、環境省に一元化すること。

四 化学物質の審査及び製造の規制、公害防止のための施設及び設備の整備、工場立地の規制、海洋汚染の防止、下水道等による排水の処理、環境中の放射性物質に関する監視及び測定、資源の循環的再利用の促進、オゾン層の保護、温室効果ガスの排出の抑制、森林及び緑地の保全、河川及び湖沼の保全、環境影

中央省庁等改革基本法

響評価その他その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる制度並びに事務及び事業については、環境省が環境の保全の観点から、基準、指針、方針、計画等の策定、規制等の機能を有し、これを発揮することにより、関係府省と共同で所管すること。

五 他の府省が所管する事務及び事業について、環境の保全の見地から必要な勧告等を行うこと。

六 総合科学技術会議と密接に連携するとともに、第二十八条に規定する政策調整のための制度を積極的に活用することにより、環境行政における横断的な調整機能を十全に発揮すること。

(労働福祉省の編成方針)

第二十五条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 社会保障制度の構造改革を推進すること。

二 少子高齢化等の社会の変化及び男女共同参画社会の形成に対応した労働政策と社会保障政策との統合及び連携の強化を推進すること。

三 社会福祉、保健、雇用等における地域の役割について、その強化を図ること。

四 労働関係の変化に対応し、その調整に係る行政を見直し、縮小すること。

五 公的年金制度の一元化を推進すること。

六 少子高齢社会への総合的な対応について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

中央省庁等改革基本法

- 七 医薬品についての安全性等の審査及び製造等の承認について、その透明性、客観性及び中立性を一層高めるため、体制の見直しを行うこと。
 - 八 健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化を図ること。
 - 九 福祉サービスの分野において、民間の能力の活用及び利用者による選択の拡大を図ること。
 - 十 職業紹介事業等に対する規制を緩和することにより、労働市場を通じた需給調整の機能の発揮を促進すること。
 - 十一 薬事行政、公衆衛生行政、食品衛生行政及び水道行政は、労働福祉省が担うこと。
 - 十二 保育所及び幼稚園について、教育科学技術省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。
 - 十三 検疫機関について、出入国管理機関、税関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。
- （教育科学技術省の編成方針）
- 第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
- 一 豊かな人間性の育成、教育制度の革新等を目指した教育改革を推進すること。
 - 二 学術及び科学技術行政に関し、明確な目標の下に総合的、積極的かつ計画的な取組を強化するとともに、学術及び科学技術研究の調和及び総合性の確保を図ること。

- 三 総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づき関係府省の間の調整を行うこと。
- 四 国立大学の組織、運営体制等の改革その他高等教育の改革を行うこと。
- 五 個性に応じた教育の多様化、地方の自主性の尊重等の観点から、初等中等教育行政の改革を行うこと。
- 六 生涯学習行政を推進すること。
- 七 文化行政の機能の充実を図ること。
- 八 国際文化交流については、外務省との連携を更に緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすこと。
- 九 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として商業化及び実用化に向けたものは経済産業省が担うことを踏まえ、主として学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。
- 十 原子力に関する技術開発について、エネルギーとしての利用に関係するものは経済産業省が担うことを踏まえ、学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。
- 十一 幼稚園及び保育所について、労働福祉省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。
- 十二 青少年健全育成行政に関する総務庁の事務のうち、内閣府に移管する総合調整に関する事務以外の事務は、教育科学技術省が担うこと。

(総理府及び総務庁の所掌事務の帰属)

第二十七条 総理府及び総務庁が所掌している事務(第十条、第十五条及び第十七条から前条までの規定においてその帰属が明らかにされているものを除く。)については、その必要性について見直した上、内閣官房、内閣府又は総務省の事務とするにふさわしいものを除き、その事務の内容に最も関連の深い総務省以外の新たな省に担わせるものとする。

(府省間の政策調整等)

第二十八条 政府は、第四条第五号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、府省間における政策についての協議及び調整(内閣府が行う総合調整を除く。以下この条において「政策調整」という。)のための制度を整備するものとする。

一 府省は、その任務の達成に必要な範囲において、他の府省が所掌する政策について、提言、協議及び調整を行い得る仕組みとすること。

二 内閣官房は、必要に応じ、調整の中核となる府省を指定して政策調整を行わせること等により、総合調整を行うこと。

三 関係府省の間において迅速かつ実質的な政策調整を行うための会議を機動的に開催する仕組みの活用を図ること。

四 政策調整の過程について、できる限り透明性の向上を図ること。

(政策評価等)

第二十九条 政府は、第四条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ず

中央省庁等改革基本法

るものとする。

一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。

二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。

三 政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。

(審議会等の整理及び合理化)

第三十条 政府は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一 活動の実績が乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、基本的に廃止すること。

二 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ 原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるものとする。

中央省庁等改革基本法

- 三 その他不服審査等を行う審議会等については、その必要性を検討し、必要最小限のものに限ること。
- 四 審議会等の委員の構成及びその資格要件については、当該審議会等の設立の趣旨及び目的に照らし、適正に定めること。
- 五 会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。

(特別の機関)

第三十一条 政府は、国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関に関し、府省の編成に併せ、その目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、各機関の必要性及び在り方について、その性格に応じた見直しを行うものとする。

第四章 国の行政組織等の減量、効率化等

第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針

(国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針)

第三十二条 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化(第五十三条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。)を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

- 一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。

二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方

公共団体への移譲又は廃止を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第三十六条に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。

- 三 国の事務及び事業であっても、国が自ら実施する必要性に乏しく、民間に委託して実施する方が効率的であるものについては、民間への委託を進めること。

四 国の規制の撤廃又は緩和、国の補助金等(財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)第三十四条に規定する補助金等をいう。以下同じ。)の削減又は合理化その他行政の在り方を見直しを進め、民間及び地方公共団体に対する国の関与の縮減を図ること。

第二節 現業の改革

(郵政事業)

第三十三条 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社(以下「郵政公社」という。)を設立するために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 郵政公社は、第十七条第七号ロに定めるところによる移行の時に、法律により直接に設立されるものとする。
- 二 郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。
- 三 主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。

四 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。

五 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施するものとする。

六 前各号に掲げる措置により民営化等の見直しは行わないものとする。

七 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

八 職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については、次に掲げるところを基本とするものとする。

イ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

ロ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行うこと。

ハ 職員の定員については、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）及び同法に基づく政令による管理の対象としないこと。

二 政府は、資金運用部資金法第二条第一項に基づく資金運用部への預託を廃止し、当該資金の全額を自主運用とすることについて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的な条件の検討に入るものとする。

中央省庁等改革基本法

四 政府は、郵便貯金への預入及び簡易生命保険への加入の勧奨を奨励する手当について、郵政公社の設立に併せて検討するものとする。

（国有林野事業）

第三十四条 政府は、国有林野事業に関し、次に掲げる改革を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 森林の有する公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換、民間事業者への業務の委託の推進等による国有林野事業の業務運営の適正化

二 その職員数を業務に応じた必要最小限のものとするとともに、簡素かつ効率的な組織に再編することによる国有林野事業の実施体制の効率化

三 特定の債務を一般会計に帰属させること等による国有林野事業の財務の健全化

（造幣事業及び印刷事業）

第三十五条 政府は、造幣事業及び印刷事業について、その経営形態の在り方を検討するものとする。

第三節 独立行政法人制度の創設等

（独立行政法人）

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これ

中央省庁等改革基本法

を効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

（法令による規律）

第三十七条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。

3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣（次条において「所管大臣」という。）が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

（運営の基本）

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標（次号において「中期目標」という。）を設定するものとする。

二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画（第七号において「年度計画」という。）を策定し、実施するものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとともに、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた使途の範囲内において使用することができるものとする等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとすること。

四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。

六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇について、当該職員の実績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。

七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、業務の実績及びこれについての評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他その組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。

八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

（評価委員会）

第三十九条 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及

が実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づく評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行う委員会を置くものとする。

(職員の身分等)

第四十条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるところを基本とするものとする。

一 団結する権利及び団体交渉を行う権利(労働協約を締結する権利を含む。)を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

二 法令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることがないものとする。

三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、独立行政法人が中期計画に照らして適正に決定するものとし、団体交渉並びに中央労働委員会のあつせん、調停及び仲裁の対象とするものとする。

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他

中央省庁等改革基本法

の法令に基づく管理の対象としないものとする。職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとする。

(労働関係への配慮)

第四十一条 政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。

(特殊法人の整理及び合理化)

第四十二条 政府は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。

第五十九条第一項において「特殊法人」という。)について、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、その整理及び合理化を進めるものとする。

第四節 その他の見直し

(施設等機関等)

第四十三条 政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外のものについては、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

2 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要

とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

3 政府は、国立病院及び国立療養所に関し、国の医療政策として行うこととされてきた医療について、真に国として担うべきものに特化することとし、かかる機能を担う機関以外の機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進するとともに、国として担うべき医療を行う機関の間の緊密な連携を阻害しないよう留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハンセン病療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うものとする。

4 政府は、国の試験研究機関について、府省の編成に対応して、次に掲げるところにより、その見直しを行うものとする。

一 その業務を国として本来担うべき機能にふさわしいものとし、その規模を適切なものとするとともに、その組織及び人員の効率化及び重点化を推進すること。

二 類似の研究を行っている機関、必要以上に細分化されている小規模な機関、地域別又は業種別の機関等その機能の見直しが求められる機関については、原則として廃止又は統合を行いつつ、国として総合的に取り組む必要がある重要な研究分野及び

広範な行政目的に関係する横断的な研究分野を担う中核的な機関を育成すること。

三 その活動の自律性、柔軟性及び競争性を高めることを基本とし、その管理運営の仕組みの改善及び評価体制の確立を図るとともに、政策研究等の国が直接に実施する必要がある業務を行う機関以外の機関は、原則として独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うこと。

5 政府は、検査検定機関について、その事業の必要性を厳しく見直し、民間への移譲及び廃止を推進するとともに、府省の編成に併せてその統合を推進するものとする。この場合において、事業の性質に応じて独立行政法人への移行を検討するとともに、国の事業として行うものについても、できる限り外部への委託を進め、その効率化を図るものとする。

6 政府は、文教研修施設（国立学校を除く。）及び作業施設について、国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする。

7 政府は、矯正収容施設について、その特性を考慮しつつ、可能な限り、その運営につき効率化及び質的向上を進めるものとする。

（国の規制及び補助金等の見直し）

第四十四条 政府は、次に掲げる観点から、国の規制の見直しを行うものとする。

- 一 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換すること。
- 二 市場原理にゆだねることができるときは、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとすること。
- 三 国際的な整合性の確保を図ること。
- 四 手続を簡素化するとともに、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化を進めること。
- 五 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任を明確化すること。

2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等の見直しを行うものとする。

- 一 地方公共団体に対するものについては、地方分権推進委員会の勧告に沿って、その削減又は合理化を推進すること。
- 二 事業等の振興又は助成を図るためのものであって、長期間の継続によりその効果が乏しくなっているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。
- 三 補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

(地方支分部局の整理及び合理化)

第四十五条 政府は、次に掲げる方針に従い、地方支分部局の整理及び合理化のために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方支分部局の事務及び事業の必要性を見直し、その再配置、統合及び廃止並びにその内

中央省庁等改革基本法

部組織及び職員の定員の整理及び合理化その他必要な措置を講ずること。

- 二 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域を超え又は道の区域である地方支分部局は、可能な限り、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域を単位として総合化すること。

- 三 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域である地方支分部局は、管轄区域が当該都府県の区域を超える同種の事務及び事業を行う地方支分部局が存在しない場合には、可能な限り、当該都府県の区域を単位として総合化すること。

- 四 前二号の地方支分部局以外の地方支分部局は、可能な限り、整理すること。

- 五 各府省の地方支分部局がもつ地域の振興、施設の整備等に係る企画立案、調査、助言等を行う機能について、地方公共団体その他地域の必要に応じ、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域の単位ごとに調整する仕組みを整備すること。

- 六 地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結するようにすること。

(公共事業の見直し)

第四十六条 政府は、次に掲げる方針に従い、公共事業の見直しを行うものとする。

一 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定し、その他の事業については、地方公共団体にゆだねていくことを基本とすること。

二 国が個別に補助金等を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定し、その他の事業に対する助成については、できる限り、個別の補助金等に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させること。

三 次に掲げるところにより、地方支分部局にその管轄区域内において実施される公共事業に関する国の事務を主体的かつ一体的に処理させること。

イ 事業の決定及び執行に関する府省の長の権限について、明確な法令の規定により、できる限り地方支分部局の長に委任すること。

ロ 府省の長は、イに規定する権限の委任を受けた地方支分部局の長がその判断で事業の決定及び執行を行うことができるよう、各地方支分部局ごとに所要の予算額を一括して配分すること。この場合において、併せて、各事業間及び各地方支分部局間における調整を円滑に行うための措置を講ずること。

四 国の直轄事業の実施を担当する組織については、その業務を

事業計画の決定等に重点化し、その他の業務は施工監理を含め民間への委託を徹底すること等により、業務の効率化を図ること。

五 社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的内容をできる限り明らかにすること、及び事業の実施の前後において、それぞれ、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図ること。

(国の行政組織の整理及び簡素化等)

第四十七条 政府は、国の事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに府省の編成を推進することにより、次に掲げるところに従い、国の行政組織の整理及び簡素化並びに定員の削減を行うものとする。

一 府省の編成の時にあって、府省の内部部局として置かれる官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とすること。

二 府省の編成の時にあって、府省、その外局及び国家公安委員会に置かれる庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室の総数(次号において「課等の総数」という。)を千程度とすること。

三 府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の一度の削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。

四 府省の編成に併せ、行政機関の職員の定員に関する法律を改正するための措置を執るとともに、国の行政機関の職員(法律

で定数が定められている特別職の職員及び国際平和協力隊の隊員を除く。)の定員について、十年間で少なくとも十分の一の削減を行うための新たな計画を策定した上、当該計画に沿った削減を進めつつ、郵政公社の設立及び独立行政法人への移行により、その一層の削減を行うこと。

第五章 関連諸制度の改革との連携

(国家公務員制度の改革)

第四十八条 政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

(中央人事行政機関の機能の分担の見直しの基本方針等)

第四十九条 政府は、中央人事行政機関としての人事院及び内閣総理大臣の機能の分担の在り方について、所要の見直しを行うものとする。この場合において、人事院について、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中するとともにその実効的な遂行が確保されることの重要性に配慮しつつ、内閣総理大臣について、各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のと

中央省庁等改革基本法

れた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能の充実を図るものとする。

2 政府は、各任命権者の人事管理に関する責任を明確化し、行政運営に即応した機動的かつ弾力的な人事管理を実現するとともに、人事行政を簡素化、効率化するため、所要の措置を講ずるものとする。

(行政情報の公開等)

第五十条 政府は、中央省庁等改革がその目指す目的を実現するためには行政機関の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、これを公開するための制度の確立及びその適切な運用の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図るものとする。

3 政府は、国の規制の撤廃又は緩和に伴い、司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、行政庁と私人の間又は私人相互間の紛争を解決するための行政審判の機能がより重要になることにかんがみ、その充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方について、検討するものとする。

(地方分権等)

第五十一条 政府は、中央省庁等改革が地方分権の推進並びに地方公共団体における行政及び財政の改革と密接に関連するものであ

中央省庁等改革基本法

ることにかんがみ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 地方公共団体に対し、自主的かつ主体的にその行政及び財政の改革を引き続き推進するよう要請するとともに、必要な助言等の協力をを行うこと。

二 地方分権の推進について、地方分権推進委員会の勧告を尊重して着実にこれを実施し、及び地方行政財政制度の改革について更に本格的な検討を進めること。

第六章 中央省庁等改革推進本部

(中央省庁等改革推進本部の設置)

第五十二条 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に必要な中核的事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、中央省庁等改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第五十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に関する総合調整に関すること。

二 内閣機能の強化、国の行政機関の再編成及び独立行政法人の制度の創設に関し必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 国の行政組織等の減量、効率化等を推進するため必要な基本的な計画の策定に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、内閣府又は新たな省の組織に関する事項で内閣府令又は省令で定めるべきものに関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属

させられた事務

2 本部は、前項第四号に規定する事項について、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日前において、その機関の命令として中央省庁等改革推進本部令を発することができる。

(組織)

第五十四条 本部は、中央省庁等改革推進本部長、中央省庁等改革推進副本部長及び中央省庁等改革推進本部員をもって組織する。

(中央省庁等改革推進本部長)

第五十五条 本部の長は、中央省庁等改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(中央省庁等改革推進副本部長)

第五十六条 本部に、中央省庁等改革推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(中央省庁等改革推進本部員)

第五十七条 本部に、中央省庁等改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(幹事)

第五十八条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命

する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(資料の提出その他の協力)

第五十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第六十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第六十一条 本部は、その設置の日から起算して三年を経過する日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第六十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

中央省庁等改革基本法

第六十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六章の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一〇年政令第二一九号で同年六月二三日から施行〕

(新たな省の名称についての検討)

2 新たな省の名称については、これを設置する法律案の立案までの間に、当該省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行うこと及びその結果に基づきこの法律において規定するものと異なるものとするを妨げない。

附則(平成一一年七月一六日法律第八八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

〔平成一一年法律第一六〇号で同一三年一月六日から施行〕

附則(平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、〔中略〕次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三条〔中略〕の規定

内閣法の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日

中央省庁等改革基本法

[平成二十一年法律第一六〇号と同一十二年七月一日から施行]

二 [省略]

附 則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律〔中略〕は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 第千三百六条〔中略〕の規定 公布の日

二 [省略]

別表第一 (第十二条関係)

名称	任務	構成員
経済財政諮問会議	<p>一 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項について審議すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、政府全体としての政策の一貫性及び整合性を確保するため、社会資本の総合的な整備計画その他の経済財政政策に関連する重要な事項について審議すること。</p>	<p>一 内閣総理大臣</p> <p>二 第十一条第一項の担当大臣その他関係する国務大臣</p> <p>三 関係機関の長</p> <p>四 学識経験を有する者</p>
総合科学技術会議	<p>一 人文科学、社会科学及び自然科学を総合した科学技術の総合的かつ計画的な推進に関する政策の基本、科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の基本方針その他政府全体として取り組むべき科学技術政策に関する重要な事項について審議すること。</p>	<p>一 内閣総理大臣</p> <p>二 第十一条第一項の担当大臣その他関係する国務大臣</p> <p>三 関係機関</p>

男女共同 参画会議	中央防災 会議	
<p>一 男女共同参画に関する基本方針、総合的な計画等について審議すること。</p> <p>二 政府の施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、関係大臣に必要な意見を述べること。</p> <p>三 男女共同参画に関して講じられる施策の実施状況を調査し、及び</p>	<p>一 防災に関する総合的な計画を策定し、及びその実施を推進すること。</p> <p>二 防災に関する行政の内外の知見を集約し、災害発生時において、内閣官房の危機管理機能を助けること。</p> <p>三 災害緊急事態の布告等に係る内閣総理大臣の判断を助けること。</p> <p>四 総理府に置かれた中央防災会議が有しているその他の任務</p>	<p>二 科学技術に関する国家的に重要なプロジェクト等について、政府全体の視点から評価を行うこと。</p>
<p>三 学識経験者を有する者</p>	<p>四 学識経験を有する者</p>	<p>の長の 四 学識経験を有する者</p>

中央省庁等改革基本法

名称	主要な任務	主要な行政機能
<p>一 行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営</p>	<p>行政の組織及び運営の管理、人事管理、行政評価・監視（行政監察）、地方行政・地方財</p>	<p>備考</p> <p>一 経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議については、内閣府の内部部局のうち、それぞれ経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関する総合調整を担当する部門がその事務局としての事務を行うものとし、当該部門に行政組織の内外から人材を登用するとともに、必要に応じ、行政の内外から幅広い協力を得るものとする。</p> <p>二 経済財政諮問会議については、財政、産業、貿易、運輸、労働等とその任務とする省が、それぞれの行政目的の観点から必要な企画立案に参画するものとする。</p> <p>三 総合科学技術会議については、常勤の委員を拡充するなど、その構成員の充実を図るものとする。</p>

別表第二（第十五条関係）

中央省庁等改革基本法

総務省	法務省	外務省
<p>営、電気通信・放送 行政、郵政事業等 二 固有の行政目的の 実現を任務とした特 定の府省で行うこと を適当としない特段 の理由がある事務の 遂行</p>	<p>基本法制の維持及び整 備、法秩序の維持、国 民の権利擁護等</p>	<p>国際社会の平和秩序維 持、良好な国際環境の 主体的形成、国際社会 における国益の追求と 調和ある対外関係の維 持・発展等</p>
<p>政・地方税制、選挙、電気通 信・放送行政、郵政事業、恩 給行政、統計行政（他の府省 に属するものを除く）、消防 行政、独占禁止政策、公害等 調整等</p>	<p>司法制度、民事行政（国籍、 戸籍、登記、供託）、刑事・民 事法の立案、検察、矯正、更 生保護、国の利害に関係のあ る争訟、人権擁護、出入国管 理、公安調査等</p>	<p>安全保障政策、対外経済政策、 経済協力政策、国際交流政策 等の外交政策</p>
<p>健全な財政の確保、通 予算・決算・税制、国庫・通</p>		

財務省	経済産業省	国土交通省	農林水産省
<p>貨制度、為替の安定確 保等</p>	<p>民間経済の活性化及び 対外経済関係の円滑な 発展を中核とした経済 及び産業の発展、エネ ルギー（原子力を含 む）の安定的かつ効率 的な供給の確保等</p>	<p>国土の総合的、体系的 な開発及び利用、その ための社会資本の整合 的な整備、交通政策の 推進等</p>	<p>食料の安定供給の確 保、農村・中山間地域 等の振興、森林の保護 及び育成等</p>
<p>貨制度、財政投融资、国有財 産管理、国際金融・為替管理、 金融破綻処理制度ないし金融 危機管理に関する企画立案等</p>	<p>通商・貿易政策、産業政策（産 業構造・産業組織政策）、経済 取引に係る準則の整備、中小 企業政策、エネルギー政策、 技術開発、工業所有権の保護、 産業保安等</p>	<p>国土計画、都市整備、住宅・ 土地、治水・水利、公共施設 整備・管理（道路、鉄道、空 港、港湾等）、北海道開発、運 輸事業、運輸安全、海上保安、 気象、観光等</p>	<p>食料の生産・輸入・備蓄、食 料の加工・流通・消費、農村・ 中山間地域等の振興、水産、 森林・治山等</p>

環境省	良好な環境の創出及び保全等	自然環境保全（国立公園等を含む）、地球環境保全、公害防止、廃棄物対策等
	労働の確保、労働条件の整備、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進等	労働基準・安全衛生、労働関係調整、職業安定・雇用確保、男女雇用機会均等、職業能力開発、医療供給体制、保健医療、医薬品安全、麻薬取締り、高齢者・障害者・児童・母性等の福祉、公的扶助、医療保険、年金、労働保険、援護等
教育科学技術省	創造的な人材の健全育成、学術・文化の振興、科学技術の総合的な振興等	生涯学習、初等・中等・高等教育、学術、体育・スポーツ、文化、科学技術等

備考

一 総務省は、内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置するものとする。

二 国土交通省は、建設省、運輸省、国土庁及び北海道開発庁を母体に設置するものとする。

中央省庁等改革基本法

三 この表の主要な行政機能の欄に規定する新たな省の行政機能は、その新たな省の主要な任務に対応するものであり、他の府省がその任務に対応して当該行政機能の一部を担うこととなる場合がある。

別表第三（第十六条関係）

委員会及び庁の置かれる新たな省	委員会及び庁	委員会及び庁
	主として政策の実施に関する機能を担う委員会及び庁	第十六条第四項第二号の庁
総務省	公正取引委員会 公害等調整委員会 郵政事業庁	消防庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	
財務省	国税庁	

経済産業省	特許庁	資源エネルギー庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	
農林水産省		食糧庁 林野庁 水産庁
労働福祉省	中央労働委員会 社会保険庁	
教育科学技術省		文化庁

○中央省庁等改革推進本部の組織等 に関する政令

(平成十年六月十九日
政令第二百一十号)

改正 平成二年 六月 七日政令第三〇三号

中央省庁等改革推進本部令をここに公布する。

中央省庁等改革推進本部令

内閣は、中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)第六十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(顧問会議)

第一条 中央省庁等改革推進本部(以下「本部」という。)に、顧問会議を置く。

2 顧問会議は、中央省庁等改革基本法に基づいて講ぜられる施策に係る重要事項について審議し、中央省庁等改革推進本部長(以下「本部長」という。)に意見を述べる。

3 顧問会議は、顧問十二人以内をもって組織する。

4 顧問は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 顧問は、非常勤とする。

(中央省庁等改革推進本部長補佐)

第二条 本部に、中央省庁等改革推進本部長補佐(以下「本部長補

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

- 第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

- 第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。
- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手続)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
 - 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のう

ちから、法人の長が任命する。

- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき認めるときは、その役員を解任することができる。
- 4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代

表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるすることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、

当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅

滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四条（第二項第二号を除く。）の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕

金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（会計規程）

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

（役員及び職員の身分）

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

（役員の報酬等）

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

- 一 労働者災害補償保険法の規定
- 二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第六十六条の規定
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律の規定
- 五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第一百八十号）の規定
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第七条の二、第八条及び第十一条の規定
- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定

- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。））」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。
- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。
- 4 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務

員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

- 5 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二

条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十一年十一月二十五日法律第一四一号）抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年十一月二十七日法律第一二五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人関係主要業務のフローチャート

